

## 私立幼稚園の新制度移行における留意事項について

### ● 留意事項目次

- ・1 学則(園則)と運営規程の関係
- ・2 子ども・子育て支援新制度における認可定員と利用定員について
- ・3 上乗せ徴収と実費徴収

# 1 学則(園則)と運営規程の関係

○新制度に移行する幼稚園は、学則(園則)のほか、運営規程の作成が必要(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条)。

○学則(園則)において運営規程として必要とされる記載事項が網羅されていれば、運営規程と兼ねることが可能である。また、一部の事項のみ兼ねることも可能。

→一部の事項のみ兼ねる場合、そのことを明確化するため、運営規程において、「〇〇については学則(園則)に定めるところによる。」というような規定を設けること。

○学則(園則)の変更は北海道への届出が必要であり、運営規程は確認申請の際の必要書類として市町村への提出が必要。

※学則(園則)と運営規程では、手続きが異なる。このため、学則(園則)と運営規程を兼ねる扱いとした場合、学則(園則)を変更した場合には、運営規程の変更として、市町村への届出も必要。

○運営規程(学則(園則)の全部又は一部が運営規程を兼ねている場合には学則(園則)を含む。)の概要は、利用の申込みをした保護者に対して説明することや、施設の見やすい場所に掲示することとなっている。

## 【学則(園則)と運営規程の記載事項】<運営規程>

### <学則(園則)>※幼稚園の場合

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舎に関する事項

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日(学期を含む)及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

※下線部は、兼ねることが可能と考えられる事項(学則(園則)・運営規程には、ここに掲げる法定記載事項以外の事項を記載することも可)

各園で選考方法(規則)を作成願います。

# 幼稚園に係る学則(園則)と運営規程に関するQ&A

平成27年9月版 自治体向けFAQ【第10版】  
【基準】NO.5 より

## 学則(園則)と運営規程の関係

各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。

運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則(園則)で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません(学則(園則)に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則(園則)に追加する必要があります)。なお、学則(園則)は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。

## 2 子ども・子育て支援新制度における認可定員と利用定員について

### ◎旭川市における既存幼稚園の利用定員の設定・算出方法(基本的考え方)

・認可定員を上限とし、過去3カ年の5月1日現在の実利用人員の平均(小数点第1位切り上げ)以上の数で、施設・事業者からの申請により、旭川市が確認により設定する。

※子ども・子育て支援法施行規則第5条の考え方を準用しています。

- 利用定員を設定するための必要な手続き
- ・旭川市子ども子育て審議会での意見聴取
- ・都道府県知事への協議

### 【利用定員の算出方法 現行の施設・事業者が新制度に移行した場合】

<認可定員より利用人数が少ない施設の場合>  
認可定員 : 180人

	H25年	H26年	H27年
利用人員 (5月1日)	170人	160人	150人

3ヶ年平均 : 160人

↓  
この施設の利用定員は 160人以上  
180人以下で設定が可能。

↓  
利用状況を反映した利用定員に設定

【参考として】

<認可定員より利用人数が多い施設の場合>  
認可定員 : 100人

	H25年	H26年	H27年
利用人員 (5月1日)	120人	122人	124人

3ヶ年平均 : 122人

\* 保育所では定員弾力化等により  
認可定員を超過した利用状況あり。

↓  
認可定員の変更を検討(例:130人に変更)  
(児童の受入可能最大数に変更)

↓  
利用定員は122人以上130人以下で設定

北海道で認可変更が  
認められない場合は  
別に国から、設定方法  
が示されています。

※ 認可定員を超える利用定員の設定及び入園はできない。その際は、認可定員の増について北海道と協議してから、変更後の認可定員の範囲内で利用定員を設定すること。なお、利用定員は利用者数を見込んで適切に設定し、年度当初については、設定した利用定員数以上の申込みがあった場合は選考すること。

ただし、年度途中、やむを得ない事由によっては認可定員を超えない利用定員の120%の範囲で調整することができる。(やむを得ない事由については、選考基準等に明記すること。例;在園児の兄弟等)

# 利用定員について Q&A

平成27年 9月版 自治体向けFAQ【第10版】  
【認可定員・利用定員】NO.6 より

## 利用定員の設定方法

利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。

利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うこととなります。その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めることとしており、当該実績を参考にさせていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要となります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。

## 利用定員について Q&A

平成27年 9月版 自治体向けFAQ【第10版】  
【認可定員・利用定員】NO.5 より

### 私立幼稚園の定員超過の場合の取扱い

定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱われるのですか。

認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携して、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合も想定されることを踏まえ、その取扱いについては、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」においてお示ししたので、同資料をご確認ください。

### 3 上乗せ徴収と実費徴収

#### ○上乗せ徴収

・教員配置の充実・高処遇を通じた教員の確保や設備更新の前倒し・平均的な水準を超えた施設整備など、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意(必ず書面による)、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことが可能。

→ ただし、様式にて旭川市への届け出を求めます。(私立幼稚園の場合は旭川市の協議・承認は不要)

また、国の回答として

「公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、従来の保護者負担(保育料＋入園料＋施設整備資金＋その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「特定負担額(上乗せ徴収)」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担(基本負担額)及び特定負担額(上乗せ徴収)とは重複のないように設定する必要があります。」

→ よって、徴収については明確な積算根拠が必要になります。

#### ○実費徴収

・1号認定子どもの公定価格に含まれていない経費や児童に直接還元する物品等の経費については実費徴収が可能です。※保護者に説明・同意が必要。

<以下、参考例>

給食費・・・幼稚園における現在の実費徴収の額は、主食・副食の材料費等に相当する程度

通園費・・・通園送迎に係る費用については、車輛維持費(検査, 保険, 修理等)、燃料費は実費徴収(公定価格の対象外)、車輛購入費の一部は実費徴収(ほぼ全園児が利用する場合は、上乗せ徴収)と整理

その他・・・幼稚園において実費徴収が行われている遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費、学級会や保護者会等の会費、課外活動費等の経費

## 上乘せ徴収と実費徴収 Q&A

平成27年 9月版 自治体向けFAQ【第10版】  
【利用者負担額】NO.4 より

### 上乘せ徴収、 実費徴収

### 上乘せ徴収と実費徴収の違いを 教えて下さい。

教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乘せ徴収を行うことを検討していただくことになります。これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。上乘せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乘せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。なお、徴収にあたっては、上乘せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。

## 上乗せ徴収と実費徴収 Q&A

平成27年 9月版 自治体向けFAQ【第10版】  
【利用者負担額】NO.48 より

上乗せ徴収を  
行う場合の手  
続き

上乗せ徴収を行う場合、市町村  
の許可や協議は必要ですか。

特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。